



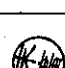



# 宿舎たたみ整備

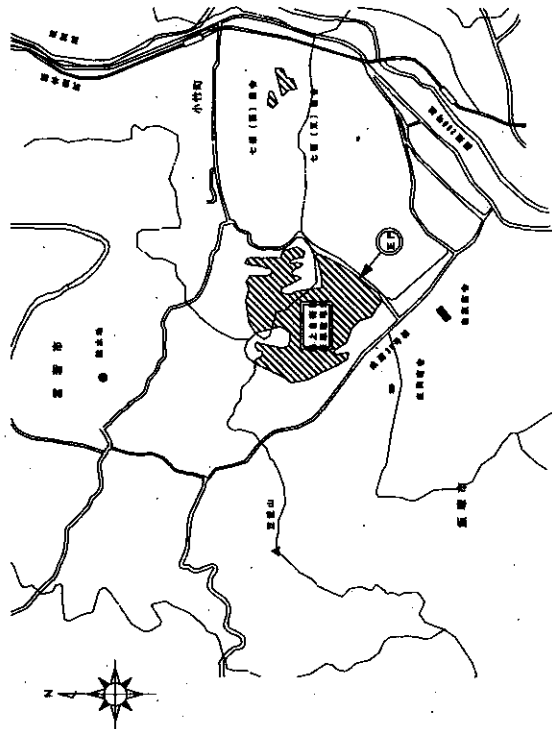
業務所長		管理科長		管轄班長		厚生班長		施設管理		設計課	
所 属	陸上自衛隊		飯塚駐屯地業務隊		図面番号		1/3	令和4年12月12日			

仕 様 書

- 1 工事件名 宿舎たたみ整備
- 2 工事場所 福岡県飯塚市中(陸上自衛隊飯塚駐屯地 白旗宿舎)  
福岡県鞍手郡小竹町(陸上自衛隊飯塚駐屯地 七福東宿舎)  
福岡県鞍手郡小竹町(陸上自衛隊飯塚駐屯地 七福西宿舎)
- 3 工事概要 量表替え整備 24戸
- 4 一般事項
- (1) 本工事は、特記仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部制  
定「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」及び「公共建築改修工  
事標準仕様書(建築工事編)」によるものとする。
  - (2) 本工事に際し、周囲の構造物等に損傷等を与えないよう十分に  
に注意して養生・施工し、損傷等を与えた場合は、請負業者の負担に  
おいてすべて原形に復旧すること。
  - (3) 工事場所における風紀・盗難並びに火気の取扱等安全面については、  
請負業者の責任において管理すること。
  - (4) 工事の概略・異常を発生した場合、速やかに原因を究明し状況を部  
隊側に報告し事後の指示に従うこと。
  - (5) 工事に使用する材料は、全て新品とし使用する前に部隊側の検査を  
受け合格品のみを使用すること。なお、不合格品は速やかに撤出する  
こと。
  - (6) 工事の納まり等で使用材料・取付工法の経微な変更は、監督官と調  
整の上、実施すること。
  - (7) 工事の配線は、全般的な経過及び部隊側と協議した結果を記録した場  
合、提出又は提示すること。なお作業の記録において部隊側より請求された場合は、  
写真については、作業前から作業後までの工程毎(作業前・作業  
中・作業後)及び部隊側の指示する事項について、デジタル版各1枚を  
撮影し工事用7MA-A(A4版)に整理した上、提出すること。デジタル版の  
場合、A4用紙に3枚を基準に印刷して提出すること。
  - (8) 本工事において発生する産業廃棄物は、請負業者の責任において処  
分を実施するものとし、マニフェスト(E票)の写しを契約期限内に提出す  
るものとし、また、金属くずについては、発生材調書を監督官に提出す  
ること。監督官が指示する場所(駐屯地内)に運搬・棄積すること  
(10) 工事後、監督官立ち会いのもと運搬調整を行い、異常の有無を  
確認するものとし、異常が確認された場合は、原因を特定し、改善方  
法及び見直しを書面にて、監督官に提出すること。
  - (11) 工事の際に、電気・水が必要なときは、請負業者側において対処す  
ること。

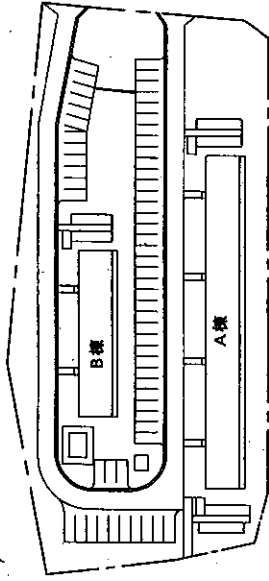
5 特記事項

- (1) 使用材料は、以下による。事前に監督官の承認を得ること。  
ア 量表 JAS2等  
イ 量へり JIS L 3108 に準じる
- (2) 敷き込みは敷居、量寄せ等と段違い、隙間、不陸のないように行う  
こと。
- (3) 工事の日時は、事前に監督官と調整を行うこと。
- (4) 取り替えた量表の処分も本工事に含むものとする。



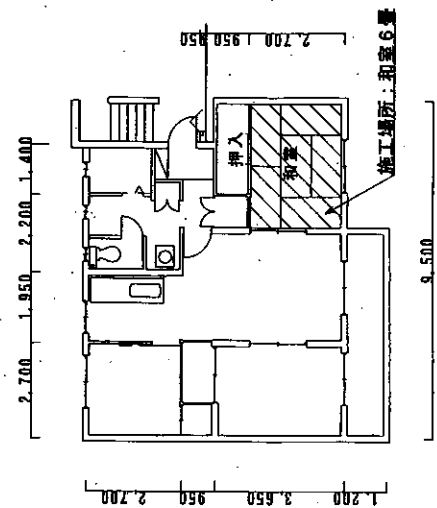
案内図 S-1/X

名称	宿舎たたみ整備	図面番号	2/3
図名	仕様書・案内図	作成年月日	令和4年12月12日
編尺		防衛技官	杉本 幸乃
作成者		陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊	



A棟 7戸							B棟 3戸							
401	403	303	307				101	102	105			102	103	304

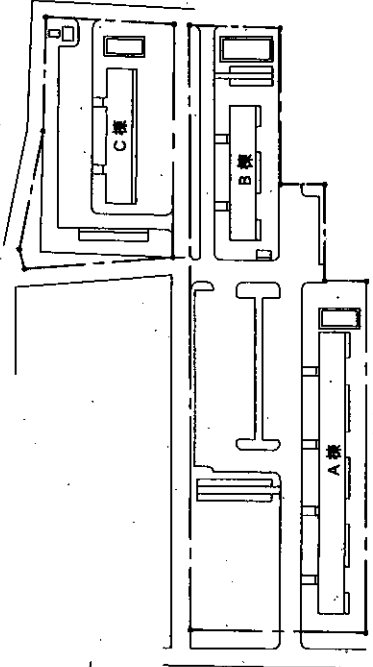
白旗宿舎配置図 S=1/1,200



標準平面図 S=1/150

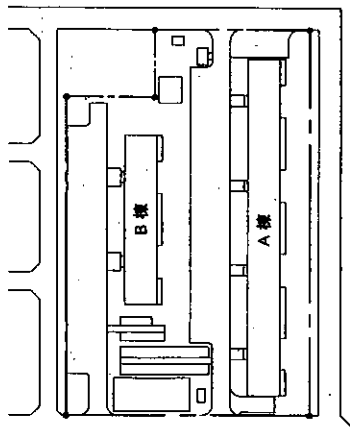
名称	宿舎たため整備	図面番号	
図名	配置図・平面図		3/3
縮尺	図示	作成年月日	令和4年12月12日
作成者	防衛技官 杉本 幸乃		

陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊



B棟 4戸				C棟 2戸	
503		404	304	204	
		403	304		

七瀬東宿舎配置図 S=1/1,500



A棟 6戸						B棟 2戸	
606	507					404	
404		305	205	105		303	

七瀬西宿舎配置図 S=1/1,200